

函館市と霞ヶ関キャピタル株式会社との連携協定書

函館市(以下「甲」という。)と霞ヶ関キャピタル株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙が函館市内に開発を検討している工場併設型倉庫施設((仮称)ファクトリー&ロジスティクスパーク(以下「本施設」という。))に関して、甲および乙が本施設に入居する企業の誘致を連携し、地域における雇用の場の創出に努めるとともに、協働して活動を推進することにより、地域の活性化に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、互いに協力するものとする。なお、乙は、本協定の締結にかかわらず、本施設の開発義務を負うものではない。

- (1) 本施設に関する積極的な情報発信や入居企業の誘致の実現に関すること。
- (2) 本施設への立地などを希望する企業情報の共有に関すること。
- (3) 進出企業の支援制度や地元人材などの情報提供に関すること。
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) 脱炭素化の取り組みに関すること。
- (7) その他、甲、乙の協議により決定した事項。

(秘密の保持)

第3条 甲および乙は、本協定に基づく連携および協力をう上で、互いに知り得た情報を、第1条の目的の達成に必要な範囲でのみ使用し、かつ、善良なる管理者として注意義務をもって慎重に保管および管理し、本協定の有効期間および期間終了後においても、第三者に開示し、漏えいしないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第4条 甲および乙は、個人情報の取り扱いについては、法令等を遵守し、適正に管理しなければならない。

(本協定書の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項に規定する協定の有効期間中であっても、甲乙協議のうえ、合意により本協定の内容を変更することができる。

(本協定書の解除)

第6条 甲または乙が有効期間の中途において解約を申し出た場合には、甲および乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲または乙は、相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めがない事項または本協定の条項の運用に当たり疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年9月24日

甲 北海道函館市東雲町4番13号
函館市
市長

大泉潤

乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番1号
霞が関コモンゲート西館22階
霞ヶ関キャピタル株式会社
代表取締役

河本幸二郎